

令和５年第８回田野畑村議会定例会会議録（第２号）									
招 集 年 月 日		令和　５年１１月２１日							
招 集 の 場 所		田　野　畑　村　役　場							
開 閉 会 日 時		開　会　令和　５年１２月　８日				議　　長		鈴　木　隆　昭	
		閉　会　令和　５年１２月１２日							
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席　１０名 欠席　　０名		議席 番号	氏　　　名		出席 等別	議席 番号	氏　　　名		出席 等別
		１	小松山　久　男		出	６	工　藤　　　求		出
		２	上　村　浩　司		出	７	佐々木　芳　利		出
		３	小　野　協　次		出	８	佐々木　　　伸		出
		４	中　村　勝　明		出	９	佐々木　功　夫		出
		５	畠　山　　　智		出	１０	鈴　木　隆　昭		出
会議録署名議員		７	佐々木　芳　利			８	佐々木　　　　　伸		
職務のため議場に 出席した者の氏名		事務局 局長	畠　山　　　哲		主査	畠　山　裕　晃			
地　方　自　治　法 第１２１条により 説明のため出席 した者の職氏名		村　　　　　長		佐々木　　　靖		教　　　育　　長		相　模　貞　一	
		副　　　村　長		阿　部　芳　肇		教　育　次　長		佐々木　　　修	
		総　務　課　長		工　藤　光　幸		教育委員会事務局 主　　幹		横　山　順　一	
		企画観光課長		工　藤　隆　彦					
		地域整備課長		平　坂　　　聡					
		住民生活課長		大　森　　　泉					
		会　計　管　理　者 税　務　会　計　課長		早　野　和　彦					
		産業振興課長		佐　藤　智　佳					
		総　務　課　主　幹		菊　地　正　次		総　　務　主　査 主　任		角　舘　　　尚	
		企画観光課主幹		大　澤　　　健		地　域　整　備　課 主　任　主　査		工　藤　光　昭	
		健康福祉課主幹		佐々木　和　也		地　域　整　備　課 主　任　主　査		佐　藤　　　太	
		産業振興課主幹		佐々木　賢　司		住　民　生　活　課 主　任　主　査		中　野　千　鶴	
						産　業　振　興　課 主　任　主　査		工　藤　真　樹	
						産　業　振　興　課 主　任　主　査		畑　山　　　讓	
						地　域　整　備　課 主　　査		落　合　正　幸	
議　事　日　程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙議事日程のとおり							
会　議　の　経　過		別紙のとおり							

令和 5 年第 8 回田野畑村議会定例会会議録

議 事 日 程 （第 2 号）

令和 5 年 1 2 月 1 1 日（月曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和 5 年度田野畑村一般会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 2 議案第 1 号 田野畑村村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 3 号 田野畑村魚市場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 号 田野畑村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 5 号 田野畑村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
- 日程第 7 議案第 6 号 田野畑村簡易水道等条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7 号 集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 8 号 田野畑村下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 9 号 令和 5 年度田野畑村一般会計補正予算（第 7 号）

散 会

◎開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎答弁の保留について

○議長【鈴木隆昭君】 日程に従い進行する前に、8日、一般質問で保留しておりました3件について答弁を求めたいと思います。

まず、5番議員に対する職員の採用関係について、企画観光課、産業振興課、それぞれ答弁をいただきたいと思います。

次に、3番議員の質問で、公社の決算、過去5年分について、この数字を確認したいということとございましたので、これは総務課のほうから答弁をお願いします。

次に、4番議員、会計年度任用職員の公務中の災害等の有給であるか無給であるかの判断について、これについては総務課のほうから答弁を求めます。

それでは、5番議員に対する保留しておりました分の答弁を求めます。

それでは、企画観光課、大澤主幹。

○企画観光課主幹【大澤 健君】 陸中たのはたの令和5年度の採用状況についてお知らせします。

フロントと宴会場それぞれ若干名ということで募集しまして、それぞれに1名ずつ応募があり、それぞれ1名ずつ採用したということになってございます。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐藤智佳君】 産業開発公社の令和5年度採用状況でございますが、4名臨時職員として採用しております。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 次は、総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 産業開発公社の決算状況でございますが、まず平成30年度でございますが、425万9,755円の赤字となっております。令和元年度におきましては1,472万7,297円の赤字、令和2年度におきましては1,374万1,588円の赤字、令和3年度におきましては498万4,630円の赤字、令和4年度におきましては1,453万45円の赤字でございます。

なお、これらの決算書につきましては、タブレットのほうにも各第三セクターの決算を載せさせていただいておりますので、その内容につきましてはご確認いただきたいと思います。

あと、その中で3番議員さんがお話になりました令和2年から3年にかけて、当時私も理事をやっていたということで、黒字になるのではないかという期待を寄せていたが、どうだったかというお話がございましたが、確かにそういう感じを持って当たっていたところでございます。結果、498万円ほどの赤字でございましたが、令和2年度におきましては、開会された各議会におきましても公社につきましてはいろいろなご議論いただきまして、補助についても手厚くしていただいたと記憶してございます。その結果、パッケージの変更ですとか、そういったものを実施させていただきまして、それをもって売上げ向上に進むというようなことで進めさせていただいたと記憶しているところでございます。

以上でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 次に、総務課、菊地主幹。

○総務課主幹【菊地正次君】 会計年度任用職員の休暇についてですけれども、公務上のけが、病気、あるいは公務外でのけが、病気、いずれにつきましても有給での休暇となります。

以上です。

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 それでは、日程に従い進行いたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和5年度田野畑村一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和5年度田野畑村一般会計補正予算（第6号））についてご説明いたします。

タブレットの資料をお開きください。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

まず、歳入でございますが、普通交付税862万2,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,302万6,000円という内容でございます。

次に、歳出でございますが、職員手当4万円、通信運搬費10万8,000円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金3,150万円という内容でございます。

住民税非課税世帯等に対する物価高騰対応支援に係る経費について、令和5年11月30日にやむを得ず専決処分したものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9 番、佐々木功夫君。

○9 番【佐々木功夫君】 専決処分したということなのですが、これは予定どおり年内に対象者に全員漏れなく配付されるということでいいですか、確認をします。

○議長【鈴木隆昭君】 住民生活課長。

○住民生活課長【大森 泉君】 お答えいたします。

今順次作業というか、通知のほうも送らせていただきまして、25日の振込というようなことで進めております。一部、数世帯については、ちょっと1月の給付になる方もいらっしゃいますけれども、ほぼ、おおむね、ほとんどの世帯については年内の給付ができるというようなことで進んでおります。

○議長【鈴木隆昭君】 9 番、佐々木功夫君。

○9 番【佐々木功夫君】 年内に配付できるのを前提に専決処分をしているわけですから、それに沿って頑張ってもらわなければ、でなければ専決処分の意味がないやにも取るのですが。

○議長【鈴木隆昭君】 住民生活課長。

○住民生活課長【大森 泉君】 今申し上げた1月になる数世帯というのは、夏に3万円の給付をやったのですけれども、その後ちょっと世帯の構成とかが変わって、新たに住民税非課税世帯になる方々でございます。それについては、こちらで勝手に税の情報とかを見たりなんたりできないものですから、国のほうにそういう見られる手続とかをしなければならなくて、それに時間がかかって、1月になるという方が何人かいらっしゃいます。それ以外の方については、全て年内に給付ができるというようなことで進めております。

○議長【鈴木隆昭君】 9 番、佐々木功夫君。

○9 番【佐々木功夫君】 これは、国を通じて確認しなければ、相手を直接呼んで確認というのは不可能なわけですか。どういうわけ、国の確認というのは。

○議長【鈴木隆昭君】 住民生活課長。

○住民生活課長【大森 泉君】 例えばご本人から申出があって、ご本人の同意が得られれば年内の給付も可能なのですけれども、それ以外の方で、例えば対象にはなるのだけれども、ご本人のほうで分からないとかなんとかなというような方があれば、こちらで教えてあげたいなと思っていて、そういう方についてはちょっとどうしても時間がかかるというようなことでございます。

○9 番【佐々木功夫君】 相手の事情等々あって、どうしても困難であればやむを得ないことだが、できるだけそういう年内までを前提にした努力をしていただきたいと思います。

以上です、この件については。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和5年度田野畑村一般会計補正予算（第6号））を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第2、議案第1号 田野畑村村税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務会計課長。

○税務会計課長【早野和彦君】 タブレットの24ページを御覧ください。議案第1号 田野畑村村税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、田野畑村村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

別紙条例改正案概要の1ページを御覧ください。第1、改正趣旨。地方税法等の一部改正に伴い、村税条例の一部を改正し、所要の措置を講じようとする事。

第2、改正案内容。(1)、国民健康保険税における産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額並びにその手続について規定すること。

(2)、その他改正に合わせて条文整理を行うこと。

第3、施行期日等。この条例は、令和6年1月1日から施行すること。

議案にお戻り願います。提案理由ですが、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 田野畑村村税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第3、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

条例案概要、議案第2号関係を御覧ください。第1、改正趣旨でございますが、岩手県人事委員会の勧告に鑑み、主任級調整手当並びに一般職の職員の給料表について所要の改正をしようとするものでございます。

第2として、改正案の内容にでございますが、医師に係る初任給調整手当の支給月額について、「41万4,800円」から「41万5,600円」に引き上げようとするもの。

(2)として、本村職員に係る行政職並びに医療職の給料表の引上げ改定を行おうとするものでございます。

第3として、施行期日等でございますが、この条例は令和6年1月1日から施行しようとするものでございます。

議案書にお戻りください。提案の理由でございますが、岩手県人事委員会の勧告に鑑み、初任給調整手当並びに一般職の職員の給料表について所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第4、議案第3号 田野畑村魚市場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長【佐藤智佳君】 タブレットの55ページを御覧願います。議案第3号 田野畑村魚市場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、田野畑村魚市場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

条例案概要の3ページを御覧願います。第1、改正趣旨。田野畑村魚市場が卸売市場法に基づく地方卸売市場の認定を受けたことに伴い、田野畑村魚市場設置及び管理運営に関する条例を改正し、所要の措置を講じようとするものでございます。

第2、改正案内容。地方卸売市場の認定に伴い、条例名及び施設名の改正を行うものでございます。

第3、施行期日等。この条例は、公布の日から施行したいものでございます。

議案にお戻り願います。提案理由ですが、提案理由ですが、田野畑村魚市場が卸売市場法に基づく地方卸売市場の認定を受けたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時20分）

再開（午前10時20分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 課長、この名称というか、は変わるわけだが、そのことによって取扱品目の範囲が広くなるとか、何かそういうあれは変わりますか。ただ、この名称が多少というか、変わるだけで、中身は何一つ変わらないという解釈でいいのか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

少し説明が難しいのですが、今回10月から施行されたインボイス制度、これに絡みまして島越の漁業協同組合さんが課税事業者ということで、インボイス番号の登録をしてございます。これに絡みまして、現在の魚市場を運営していただいているのですが、魚種が変わるとか取扱いが変わるといったことはないですが、消費税法の関係で仕入れ控除をすることができる事業者であり、取引ができる場所というようなこともございまして、現在魚市場になっておりますが、これを卸売市場というふうな名称変更にしていただきたいということで、県のほうからもお話がございました。

では、この魚市場と卸売市場がどう違うのかという話になってくるのですが、魚市場でいきますと、いろいろ細かく書いてあるのですけれども、非課税、消費税の対象にならない漁師さん、この漁師さんの方から、魚市場に関しては、まずその人が生活できる分のものを仕入れる、漁協については消費者が安定して食べられるように販売していくと、言わば読み取り方とすれば、小規模な扱いが魚市場です。卸売市場という名前になると、適正な競りを行いまして、生活できるぐらいの量ではない取引を、要は売買、漁師さんから買い取って、漁協さんが販売していくというふうな、規模的な違いがちょっとあるのだなと思うのですが、現実は今やっていることと同じとおりで、消費税法の関係で卸売市場という名前を掲げてほしいというようなお願いがあったのでの改正でございます。よろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 そういう法が変わったことによって、こういう名称に1つは変えた。

あとは、いわゆる消費税がそのことによって、若干形が変わることなのか。そして、それが変わるというのは、消費税の関係でメリット、デメリット、負担、いわゆる負担増の関係はどのように、誰に関わるのか関わらないのか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

先ほどお話しした仕入れ税額の控除、これに関しては、漁協は受けることができます。そうしないと、この控除を受けないと、仕入れするときにも消費税を払わなければならない、そして販売するときにも消費税がかかってしまうというようなことで、二重に、いわゆる漁協さんが消費税を納めてしまうようなシステムになってしまうために、今回のこのインボイス制度ではそういう特別控除というか、そういったことができる仕組みになっていますので、今回のことによって漁協なら漁協さんが控除を受けられるというふうなことになります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 しつこいようですが、消費税等々については今までよりかは軽減というか、緩和されるというか、という解釈でいいのかな。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐藤智佳君】 これが今までと同じ流れにはなるのですけれども、このインボイスを導入したことによって、法律でちゃんと消費税を漁業者さんが納め、取らなくていいですよとかということを法律で明確に改めて公開になったというようなことなのです。これまでと変わりはございません。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、佐々木芳利君。

○7番【佐々木芳利君】 説明は分かります。理解できます。産業団体ですから、組織がインボイス対応をしなければならないのは当然なのですよね。例えば農協団体にしても当然であります。問題は、インボイスの対応の場合に、その組織と取引をしている組合員、漁協においては漁業者の方です。漁業者と漁協のインボイス対応といたしますか、要するに漁業者がインボイス対応しないと漁協さんが安く仕入れをするのかどうかです。例えば農業にあっては特例期間がありまして、その中で模索期間が二、三年あるわけですが、漁協の場合は漁業者に対する影響が生じないかどうか、その点だけが懸念されるのですが、どうなっていますか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐藤智佳君】 今回このインボイス制度をやったことによって、逆にそれで支障が生じない、困難が生じないと伺っております。農業関係と同じに特例を受けられるということが法律で明確化されたことでありますので、支障はないと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、佐々木芳利君。

○7番【佐々木芳利君】 分かりました。

一番のしわ寄せというのが個々の組合員といいましょうか、そこに行く可能性があるのです。要するに、インボイスの消費税の消化し切れない部分というのは、仕入価格、生産者価格で調整をされる可能性が多分にあるのです。今後ともその辺をうまく、どちらにも損害が生じないような方向性を、指導、監視をお願いしたいと思います。これは要望であります。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 今の佐々木芳利議員の質問の中身は、結局は同じ、私も同じなのですが、要は面倒くさい手続を漁協とか漁師が、課長の答弁はほとんど今までと変わらないという答弁で、実は安心しているのですが、そういうインボイス制度について、漁師の手続、漁協の手続は一切ないのかどうか確認しておきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐藤智佳君】 手続に関しましては、このインボイスに登録するために事業者番号を取らなければならないです。これ漁協に限らず、事業をやられている方は必ず番号を取ります。田野畑村でも取っています。

漁師さんにつきましては、要は販売をされている方で消費税を納める額以上の売上げがある方

に関しては、インボイス番号を取っていただく必要があります。そこに達しない方については、何も手続は必要なく、これまでどおりということになります。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 これについては最後の質問になりますが、要するに私は調整期間、芳利議員も指摘したのですが、農業と同じに調整期間、据置期間中はそういうことだと思うのですが、インボイス制度の性格上、将来ともに今の答弁のように続くでしょうか。それは、据置期間、調整期間が過ぎれば、国は何のためにインボイス制度をやるかといえば、税収増だと思うのですよ、狙いは。必ずそうですから、今まで。絶対とか必ずというのはうまくないですけども、そこは課長、大丈夫でしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐藤智佳君】 産業振興課でどこまで答弁できるかちょっと難しいところではありますが、今のところ期間限定という話は耳にしておりますが、国のほうのそういう方針については少しアンテナ高くして聞いていきたいなと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 3番、小野協次君。

○3番【小野協次君】 確認したいのですが、このインボイスというのは消費税、消費税とよく言われているのですが、法人税にとっても大分すごい、消費税以上に税率高いもので、関係あるなど私は思っているのです。というのは、インボイスを取っていないところから仕入れ、例えばスーパーさんが野菜関連とかを個人から産直等で仕入れて出した場合に、今まではその仕入れた分も法人税の仕入れ控除ができたのですけれども、インボイスを取っていない場合には今年の10月からはその仕入れ控除ができないということになりますので、その仕入れた分が全て利益と見られるというところで、スーパー関連、産直関連、いろんなところで、今まで産直で仕入れたり、個人から仕入れて食材とか取っているところが、もう個人からは取れない、そういう流れになっているということで、すごく怖い流れになっている。我々のような小さい対象とかというのは怖い流れになっているのかなと思っていましたが、それはこの地方卸売市場の名称にすることによって、そこから仕入れれば、仕入れ控除ができるということの解釈でよろしいのですよね。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時33分）

再開（午前10時34分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長【佐藤智佳君】 ちょっと言い方があれだったかもしれないですけども、漁師さんから直接仕入れるというよりは、ちょっと視点を変えますと、漁協さんが結局自分の市場から次

の買受人、買受け業者等に販売していく、そういった場合にやはり登録番号がないと、そこから仕入れてくれる方がいないという視点で考えてもらえるといいかなと思っております。

先ほど3番議員さんがおっしゃったとおり、仕入れ控除というのに関しては、生産者との……結局倍消費税がかかってしまうという観点もございいますので、そういったことで卸売市場の名称変更。ちょっとインボイスとまた、名称変更ともまた少し違った部分があるのですが、並行して今回やらせていただいたということになります。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございせんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありせんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第3号 田野畑村魚市場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第5、議案第4号 田野畑村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課、佐々木主幹。

○健康福祉課主幹【佐々木和也君】 タブレットの57ページをお開きください。議案第4号 田野畑村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、田野畑村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものです。

条例案概要の4ページをお開きください。まず、第1、改正趣旨についてですが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

第2、改正案の内容についてですが、(1)、安全計画の策定等について、基準府令に基づき、

第6条の2、第6条の3、第12条の2、第13条を追記するものです。

第3、施行期日についてですが、この条例は公布日から施行しようとするものです。

議案にお戻りください。提案理由ですが、放課後児童健全育成施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 たしか放課後児童クラブは、認定こども園と同じく、社会福祉協議会に指定管理しているはずなのですが、ここに言う放課後児童健全育成事業者とは村ですか、それとも社協ですか、放課後児童クラブでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課、佐々木主幹。

○健康福祉課主幹【佐々木和也君】 設置しているのが村となりますので、村の責任ということになります。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 そうすると、そのとおり、もっともな答弁ですが、安全計画をつくるのは田野畑村ですね、そういう答弁でしたから。そうすると、この安全計画の周知についてはどこでやるのですか。職員とはどこの職員を指しますか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課、佐々木主幹。

○健康福祉課主幹【佐々木和也君】 お答えします。

今回の条例一部改正についてですが、まず基本的に安全計画を策定しなければならないですよという内容になっております。その計画について、今担当課と指定管理をしております社協と協議をしながら進めているところです。

その職員というのは、放課後児童クラブに勤務している職員を指しております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 もっと言えば、結局は問題ないのですが、ただはっきりしておかないと、私は安全確保の本当の責任者は現場に勤務する職員だと思っているのです、普通。村の職員よりも安全計画そのもののPR、周知徹底は協議をしながらPR、周知徹底をするという答弁、もっともだと思うのです。でも、責任の所在を議決時点からはっきりしておいたほうがいいかなと思っ
ての質問ですので、そこはどうですか。協議をしながら周知徹底をすればよいと我々は解釈しているのですか、どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課、佐々木主幹。

○健康福祉課主幹【佐々木和也君】 お答えします。

まず、設置については村の責任で行っておりますので、最終的な責任は村にあると思っております。

ます。その安全計画の周知等についてですが、実際に周知していただくのはその職員ということになるかと思えます。責任は村と、そのように考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 田野畑村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第6、議案第5号 田野畑村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【平坂 聡君】 タブレット61ページをお開き願います。議案第5号 田野畑村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例についてご説明いたします。

田野畑村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第5号条例案概要の5ページをお開きください。第1、制定趣旨でございますが、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、田野畑村簡易水道事業及び下水道事業の設置等について必要な事項を定めようとするものでございます。

第2、条例案内容でございますが、(1)、簡易水道事業及び下水道事業について、地方公営企業法に基づく地方公営企業として設置することを定めること。(第2条)

(2)、管理水道事業及び下水道事業に対する地方公営企業法の適用範囲を財務規定等のみとすることを定めること。(第3条)

(3)、経営の原則と事業規模を定めること。(第4条)

(4)、重要な資産の取得及び処分について、予算に定めるべき資産の要件を定めること。(第

5条)

(5)、会計事務処理について、会計管理者が行う事務を定めること。(第6条)

(6)、業務状況説明書類を作成し公表する方法を定めること。(第7条)

(7)、簡易水道特別会計条例、集落排水特別会計条例及び下水道特別会計条例は、廃止すること。(附則第2項)

第3、施行期日等でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものです。

議案にお戻りください。提案理由でございますが、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、田野畑村簡易水道事業及び下水道事業の設置等について必要な事項を定めようとするものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、佐々木芳利君。

○7番【佐々木芳利君】 全員協議会のときに説明をいただいたのですが、水道に関して、たしか3施設については公営企業扱いでなくして、特別会計扱いという説明だったと思いますが、もう一遍その周辺の説明をお願いしたいです。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課、落合主査。

○地域整備課主査【落合正幸君】 私のほうからお答えいたします。

今回企業会計に適用するのは、あくまでも現状簡易水道特別会計で実施をしております簡易水道だけになります。そのほかに、一般会計、特別会計ではなくて、一般会計で管理をしておりますものは田代、千足の水道施設、そのほかに飲雑用水の施設として南大芦飲雑用水、それから浜岩泉飲雑用水というのがありますけれども、こちらについては基本的に組合、それぞれの組合さんが料金を集めて維持管理をしていると。仮に何かしらご相談等あった場合には、それぞれについて手当てをすることがあれば、それも一般会計から手当てということになるかと思います。したがって、今回の企業会計の適用については、あくまでも簡易水道ということで、その3事業については今回の公営企業法の適用からは外れるということであります。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、佐々木芳利君。

○7番【佐々木芳利君】 飲雑用水施設、3施設については特別会計で対応していくということよろしいわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課、落合主査。

○地域整備課主査【落合正幸君】 特別会計ではなくて、一般会計になります。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前１０時４７分）

再開（午前１０時４８分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

４番、中村勝明君。

○４番【中村勝明君】 私の認識が間違っているのかな。田代、千足の飲雑用水だったのですが、石原村長のときでしたか、簡易水道に組み入れられたというふうに私は認識していたのですが、そうではないわけですか。簡易水道外で、一般会計で処理というふうに、これまでそうだったわけですか。確認しておきたいです。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課、落合主査。

○地域整備課主査【落合正幸君】 すみません。年次がちょっとあれですけども、令和元年頃から、それ以前から地元のほうから……令和元年でいいですね。それ以前から地域のほうから役場のほうに管理をしてほしいということで協議がありまして、令和元年度に村のほうに引き継いだわけですけども、その時点で、水道法の簡易水道の要件があるわけですけども、101戸以上、それ以下のものと法的に水道法の水道には当たらなくなります。したがって、水道法に基づく水道の管理ができないということと、規模が小さ過ぎて特別会計では賄い切れないということで、一般会計で管理をしております、その際には簡易水道には組み込まれていない施設ということになります。

以上でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 ７番、佐々木芳利君。

○７番【佐々木芳利君】 分かりました。

田代施設は、あそこの袋森トンネルの中を經由して、沼袋学区で使っている上水道と恐らくパイプがつながっているはずなのですね。つながっていませんか。分かりました。いいです。勘違いです。

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第５号 田野畑村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

10分間をめぐに休憩いたします。

休憩（午前10時51分）

再開（午前11時06分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き、会議を開きます。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時07分）

再開（午前11時07分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第7、議案第6号 田野畑村簡易水道等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【平坂 聡君】 タブレット65ページをお開きください。議案第6号 田野畑村簡易水道等条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

田野畑村簡易水道等条例の一部を改正する条例について別紙のとおり制定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第6号条例案概要の6ページをお開きください。第1、改正趣旨でございますが、料金の算定方法について、所要の改正をしようとするものでございます。

第2、改正内容でございますが、（1）、月の中途において水道の使用を開始し、または使用をやめたときの料金の算定方法を改めること。（第26条第1項、第2項）

（2）、定額制について、本村の料金体系において、定額制を定めていないため第3項を削除すること。

（3）、施行期日等でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものです。

議案にお戻りください。提案理由でございますが、料金の算定方法について、所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第6号 田野畑村簡易水道等条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第8、議案第7号 集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【平坂 聡君】 タブレット68ページ、議案第7号 集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について別紙のとおり制定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第7号条例案概要の7ページをお開きください。第1、改正趣旨でございますが、使用料の徴収方法及び算定方法等について、所要の改正をしようとするものでございます。

第2、改正内容ですが、(1)、排水設備工事等は工事指定店以外が行うことを規制しておりますが、村が工事を行う場合について除外する規定を加えること。(第7条)

(2)、使用料の徴収方法並びに月の途中から使用を開始し、もしくは再開し、または使用を休止し、もしくは廃止した場合の使用料の算定方法を第12条に加えること。(第12条第2項及び第3項)

(3)、排水施設について、一部位置を改めること。(別表第1)

第3、施行期日等でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものです。

議案にお戻りください。提案理由でございますが、使用料の徴収方法及び算定方法等について、所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9 番【佐々木功夫君】 この集落排水は、一部しか範囲が適用というか、指定をしていないわけですが、和野の処理施設の能力的なものはまだあるのでしょうか、どうなっているのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前 11 時 12 分）

再開（午前 11 時 12 分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

1 番、小松山久男君。

○1 番【小松山久男君】 第 7 条に「村において工事を実施するときは、この限りでない」というような文言があるのですが、この内容はどういうことですか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課、落合主査。

○地域整備課主査【落合正幸君】 指定店が工事をする場合というのは、お客様が工事をする場合には指定店を頼んでくださいねというのが基本的な考え方でございます、別の簡易水道条例のほうにも同じようなただし書の規定があるのですけれども、それと整備をするためにこちらにも、集落排水のほうにも加えたということなのですけれども、村で村の施設と排水設備を設置する場合には、基本的には職員が監督をする工事、こういうことについては基本的に……

（聞こえないんだよの声あり）

○地域整備課主査【落合正幸君】 すみません。村の職員が監督をして工事をするものについては、特に指定店であることを要しないということで加えた。

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第 7 号 集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第 9、議案第 8 号 田野畑村下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【平坂 聡君】 タブレット71ページ、議案第8号 田野畑村下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

田野畑村下水道条例の一部を改正する条例について別紙のとおり制定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第8号条例案概要の8ページをお開きください。第1、改正趣旨でございますが、使用料の徴収方法及び算定方法等について、所要の改正をしようとするものでございます。

第2、改正内容でございますが、(1)、下水道法第4条第1項の規定に基づく本村の事業計画に示す下水道の種類に合わせること。(第1条)

(2)、月の中途において公共下水道の使用を開始または休止等した場合の使用料の算定方法を改めること。(第20条第2項)

第3、施行期日等でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものです。

議案にお戻りください。提案理由でございますが、使用料の徴収方法及び算定方法等について、所要の改正をしようとするものであります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 使用料の徴収方法の違いというのはどういうものか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時16分）

再開（午前11時17分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

地域整備課、落合主査。

○地域整備課主査【落合正幸君】 使用料の算定方法、どういう趣旨で改定したかということで、簡易水道のほうも同じ考え方なのですけれども、現行の使用料の算定方法でいきますと、使用日数15日以下、第2項の15日以上ということで、15日の規定が基本的に算定に関わってこないような規定になっておりましたので、そこを見直して、きちんと15日、半月使用した場合かつ汚水量が2分の1のときには2分の1の額にするということで、これは簡易水道と同じ整理の仕方になるのですけれども、算定方法を分かりやすく改めたということになります。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ないようであれば、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第8号 田野畑村下水道条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第10、議案第9号 令和5年度田野畑村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレットの74ページを御覧ください。議案第9号 令和5年度田野畑村一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,859万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,604万円とするものでございます。

タブレット79ページ、予算書4ページを御覧ください。第2表、地方債の補正でございますが、南大芦飲雑用水施設改修事業分について、事業の完了に伴い30万円減額し、450万円に限度額を補正するものでございます。

タブレット84ページ、予算書7ページを御覧ください。歳入のうち主なものについてご説明いたします。9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、1節地方特例交付金でございますが、130万円追加計上しております。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節普通交付税でございますが、5,309万7,000円追加計上しております。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費国庫補助金でございますが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、デジタル基盤改革支援補助金、2事業合わ

せて516万9,000円追加計上しております。

次の8ページを御覧ください。17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金、3節田野畑むらづくり事業寄附金でございますが、540万円追加計上しております。同じく7節田野畑村まち・ひと・しごと創生推進事業寄附金でございますが、129万9,000円追加計上しております。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金でございますが、2億1,766万5,000円追加計上しております。これは、大震災の際、災害復興特別交付税を基金積立しているもののうち、震災事業の精算に伴う返還金に充てるものとなっております。この取崩しによりまして、残金といたしまして5億6,344万円が基金に残っております。

次の9ページを御覧ください。20款諸収入、4項雑入、1目雑入、1節雑入でございますが、280万円追加計上しております。これは光ブロードバンド施設の物件移転補償金となっております。

タブレット87ページ、予算書10ページを御覧ください。次に、歳出のうち主なものについてご説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、22節償還金利子及び割引料でございますが、震災復興特別交付税返還金として2億1,766万5,000円追加計上しております。これは、震災復興事業の完了事業分の精算に伴う国への返還金でございます。

同じく5目財産管理費、12節委託料でございますが、187万円追加計上しております。これは、公共施設の消火器200本余りが使用期限となることから、更新に伴うものでございます。同じく24節積立金でございますが、ふるさと納税に係る田野畑むらづくり基金積立金として540万円追加計上しております。

次の11ページを御覧ください。同じく2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、12節委託料でございますが、国の標準準拠システム移行業務委託料、ふるさと納税推進業務委託料、2事業合わせて248万4,000円追加計上しております。同じく14節工事請負費でございますが、378万2,000円追加計上しております。これは、北山地区の東北電力柱の張り替えや松前沢地区ののり面工事の復旧工事に伴う工事費となっております。

同じく9目諸費、12節委託料でございますが、総合バス運行業務委託料として148万7,000円追加計上しております。これは、最低賃金の上昇に伴う乗務員確保対策分となっております。同じく18節負担金補助及び交付金でございますが、429万3,000円追加計上しております。県沿岸市町村が協調して実施いたします三陸鉄道運行維持支援金となっております。

次の12ページを御覧ください。同じく2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、2目住民基本台帳ネットワークシステム費、12節委託料でございますが、320万4,000円追加計上しております。窓口業務における住民基本台帳システム改修委託料となっております。

次の13ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節扶助費でございますが、126万円追加計上しております。これは、生活困窮者原油価格・物価高騰等

特別対策事業扶助費、1世帯7,000円、約180世帯が対象となり、こちらを支援するものとなっております。これまでも実施しております、いわゆる福祉灯油分となっております。同じく27節繰出金でございますが、226万5,000円追加計上しております。国民健康保険特別会計事業勘定繰出金とするものでございます。

同じく3款民生費、2項児童福祉費、3目母子福祉費、19節扶助費でございますが、260万円追加計上しております。これは、子ども医療給付費ほか3給付の実績並びに今後の見込みに伴う補正でございます。

次、16ページを御覧ください。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、12節委託料でございますが、210万円追加計上しております。村道菅窪線ほか3路線の道路台帳整備委託料とするものでございます。

同じく2目道路維持費、10節需用費でございますが、431万7,000円追加計上しております。これは、村道等の凍結予防対策のため融雪剤等消耗品を購入するものとなっております。同じく12節委託料でございますが、2,000万円追加計上しております。これは、降雪時に伴う村道等の除排雪に係る業務委託料でございます。

次、18ページを御覧ください。10款教育費、2項小学校費、1目学校教育費、10節需用費でございますが、478万6,000円追加計上しております。令和6年度の教科書の改定に伴う教師用の教科書等購入のほか、遊具の修繕、燃料の高騰に伴う補正となっております。

同じく10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費でございますが、155万9,000円追加計上しております。これは、不具合の想定される高圧ケーブルの更新のほか、燃料等の高騰に伴う補正となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、佐々木芳利君。

○7番【佐々木芳利君】 震災復興交付税の返還金ですか、あと残金が5億6,000万円くらいの説明がありましたが、これは要するにまだ事業が未完了という認識で捉えてよろしいですか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 今のご質問でございますが、5億6,300万円ほどまだ基金に残高がございます。これは、事業自体は終わっているわけでございますが、精算事務がまだ、事業にして約270対象事業がございます。そのうち4割ほどが精算完了しているところでございますが、まだ精算完了していない部分が5億6,000万円ほどというものでございます。予定といたしましては、国のほうからいつまでに精算しろというのは正式に来てはございません。ただ、現在やっております復興・創生期間が令和7年度までになっておりますので、目標とすれば令和7年度ぐらいを目標にして今取り組んでいるところでございますが、いろいろ資料を集めたりしなければいけな

い部分があるものですからなかなか、県の指導もいただきながらやっているところでございますが、進んだり進まなかったりということで、毎年度こういった形で精算をさせていただいていくというところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 そうすると、この復興に関わる事業というのは全て終わっていると、これから何か新たにあるや、あるいは新たに計画等される可能性というのは全くないわけですか。何かこれで復興に関連した事業らしいのを模索することは今からは認められないのか、その辺も伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 ハード事業につきましては、たしか令和2年度で一応みんな終わったことで進めておりまして、これから新たに復興関連というのは、もし仮に出てきたとしてもソフト的な部分があるのかなと思っております。ハードは終わって、今続いているのが住宅のほうの控除関係がまだ一部残っているぐらいかなと思っておりました。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 できるだけ知恵を絞って、ソフト面の関係、今後まだ時間的に可能であれば、これできるだけ向けられたものは、もちろんその数字全てはいかないけれども、一部でも可能な限り知恵を絞ってやるべきだと思うのですが、今その答えを出せではない、その努力をどうするのか、もう期限切れで駄目なのかどうか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 今ご指摘ありましたことについては、事業が出てきた場面でいろいろ検討させていただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、佐々木芳利君。

○7番【佐々木芳利君】 震災復興関連で、教育委員会にお尋ねをしたいと思います。

震災後何年後ですか、飲料メーカーさんがたしかスポンサーだったと思いますが、小学校、中学校にソーラー発電施設がついたのです。当然その効果も前にお聞きして、成果も上がっているのも十分に承知をしておりますが、ただ設置から10年経過したのかするのか、そういう時期で、例えば更新とか何か、次の対応についてご検討されておりますか。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 小学校、中学校の校舎にそれぞれ太陽光の発電が設置されたところなのですが、更新につきましては、計量法の関係でメーターを更新しなければならないということで、そのメーターがかなり高額であるということで、更新はしない形で行っております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 議長の配慮によって、本会議始まる前にそれぞれ保留になった質問に対して

答弁がなされました。私の質問に対しては、会計年度任用職員、公務中の傷病、これは公務内外を含めてという答弁をありがたくいただいたわけですが、内外の傷病は全て会計年度任用職員も有給なのか、確認しておきたいと思います。公務内外。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、菊地主幹。

○総務課主幹【菊地正次君】 お答えいたします。

会計年度任用職員の、まず公務中のけが、病気につきましては、先ほども有給の休暇ということで答弁いたしましたけれども、日数的にいきますと認められる日数と必要な日数ということで規定してあります。公務外のけが、病気等につきましては、これにつきましても有給の休暇となっておりまして、これは日数的にいきますと5日の範囲内ということで規定しております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 私は、会計年度任用職員の質問の範囲で再質問すればいいのですが、全県下でも正職員の給与は下から何番目、今は最下位は脱出したわけですか。それよりも聞きたいのは、総務省から正職員のように給与体系、待遇改善を図るべきだという通知がたしか来たはずなので、全国の自治体に。それで、給与表の関係なのですが、会計年度任用職員についても遡及制度を取っているわけですか。今度有給かどうかを少し発展させてお聞きしたいのですが、全国の自治体では、私が持っている資料によりますと、遡及をして、遡って給与の改善をしている自治体は、パート以外の会計年度任用職員の3割は全国でも遡って支給をしているという報道というか、そのようです、統計を取ってみますと。本村は、会計年度任用職員については、正職員並みの遡っての支給をしているかいなか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時37分）

再開（午前11時37分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 遡及適用してございません。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 村長、副村長にお答えをいただきたいわけですが、私が持っている資料によりますと、かつて遡って支給させるべきだというのが何年度でしたか、総務省から全国の自治体にそういう通知が出たと思うのですが、総務課長はそれ覚えていますか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 ただいまのご質問でございますが、私のところではちょっと把握してございません。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 この新聞の切り抜きを見て質問しているのですが、賃金の引上げを正規と同様に4月に遡って支給するような通知を国に出させた。全国の労働組合の交渉でやっているようなのですが、年度はここに書いてありませんので、調べて教えていただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 それでは、後ほど調べた結果をご報告いただきます。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 一般質問との関わりもあるので、ちょっと議長のお許しを得られれば、いわゆる漁業者の関係に関わる問題なのですが、アワビはよく、時期的にもそうだし、漁師のボーナスとも言われているわけですが、その価格が何と令和元年11月と令和5年、今年のだという、約7,000円前後の差があるのです。例えば令和元年11月は、これは本所扱いなのですが、1万6,760円、今年は9万9,100円か……16万7,600円の9万9,100円だから、これは1キロでなく10キロ当たりだ。10キロ当たりの差は何ぼだ。16万7,600円と9万9,100円だから、差がかなり大きいわけだ。そして、このほかに11月は、聞くところによれば、買主、いわゆる契約した買主のアワビの審査、大きさとかいろいろ、傷物とかで1級とか2級とかいうような形で分別されるのですが、その中でかなり、今まで例がないほど厳しくはねられた。1級、2級なのか、等級的には分からないが、素人的には。そういう段階があって、漁師は何ぼ捕っても入札業者がそういうような、過去に例を見ない、簡単にしゃべればはねられたということで、かなりな打撃を受けているし、また投網の漁そのものも、漁協の予定でいけば5回捕る予定にはなっているようですが、アワビそのものがいなくて、果たして5回捕れるか。今2回ですか、開いているわけですが、せいぜいあと1回かなというような情報も入って、これは確かに情報だけだから、決定したものではないけれども、そういう状況であるので、漁業者がそれだけ打撃を受けているということなのですが、具体的に村長は何か、漁業者のみならず物価高騰とか諸般の事情はいろいろ厳しいわけですが、もしこの答弁書以外の範囲で何か検討されているかどうか伺います。

それと、前後したのですが、新庁舎の建設について、今度18日ですか……

(一問一答の声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 いえ、一問一答ではありません。9番、どうぞ続けて。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時43分）

再開（午前11時43分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 庁舎建設の関係の検討委員会が18日行われる予定になっているようなので

すが、この関係についても、村長、検討委員会の協議の内容については、議会にその都度情報を提供するとなっているのですが、答弁書に。その情報を提供というのと、当然最終的には議会の議決を経なければ前に進まないわけですが、情報を提供というのは何かちょっと、議会はある意味で、表現はいいことだろうけれども、すっぱかされているような感じがするなと思うのですが、この辺はどういうような形で取り組めば……議会のほうで予定されているのは、今後庁舎建設特別委員会を設ける運びにはなっているのですが、その辺との兼ね合い。要するに検討委員会なり、先行していってもどうなのかなという思いもあります。この辺どのようなすり合わせというか、どこの時点でやるのか、お聞かせ願います。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 アワビの件がございました。価格が10キロ当たり、去年から比べれば3割、4割減ということで、答弁したとおりでございます。これにつきましては、安くなった原因がALLP処理水等のことであれば、東京電力等の賠償があるということは伺っておりまして、それについては迅速に対応していただきたいということで、三陸連携会議等でも申し入れております。

また、共済制度ですか、それ等もあるのだと思いますけれども、いずれ漁業者は特別今痛んでいると、痛んでいるというか、魚も捕れなくて苦しんでいるかと思っておりますけれども、畜産業、農業も一緒であります。林業等もあります。1次産業総じてどのような支援策ができるかということで、今検討しているところでございます。

あと庁舎の建設に関しましてですが、議会への情報提供ということでございますけれども、委員会の開催前に、何月何日に開催しますよということは事前に議会のほうにお知らせしているかと思っております。加えまして、前回の委員会ではこういう協議がなされましたということで、議事録の概要ですか、そちらのほうも提供しているつもりでございます。これから庁舎建設特別委員会も設立されるというふうには伺っておりますけれども、しっかりこちらのほうでも情報提供しながら、議論等の透明性につきまして、皆さんとともに納得いくような形で庁舎建設を進められればいいかなということの意図でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたしたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 委員会と議会との情報、今の説明だと委員会が開催される期日等の情報という意味だと理解したのですが、これは委員会、議会議員はこれにももちろん入って悪いわけではないと思うが、ただ入って何言えるわけでもないし、私が言いたいのは開催される期日を云々ではなく、委員会の報告等々のほうを重視しているわけですが、その辺との兼ね合い。

それからあと1件は、公社の経営に関わる問題で、たしか8番議員に答弁している答弁書と、それから私が聞き間違えていれば別かもしれませんが、要するに8番議員が再質問したものに対して、今後公社に対する貸付け等はないやの答弁したと私は伺っているのですが、そのとおりで

すか。確認したいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前 11 時 48 分）

再開（午前 11 時 50 分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 庁舎の検討につきましては、委員会と議会のほうでは、最終決定は当然議会のほうにさせていただくわけでございますので、委員会はずっと下のほうの議論でございますので、こちらはやっぱり別格であろうなということで、これまではいろいろな審議会とか、そういったものに議会のほうからも参画していただいた経緯もございますが、やはりそうしますと最終判断する段階でなかなか難しい部分が出てくるのだろうなということで、議会のほうとは別に設定をさせていただいております。そちらの委員会で決まったものが全て決定ではございませんので、それはあくまでも村長が判断する上での参考材料ということでございます。議論につきましても、会議の開催日程はもちろんです、こういう議論がされたというのはその都度議会のほうにもお知らせをさせていただいて、ホームページのほうにも掲載をさせていただいて、村民の皆さんにも見ていただいて、ご理解をいただくというような手続を取っているものでございますので、今後、先ほど村長のほうからお話がありましたように、議会のほうでも特別委員会を設置していただくというようなお話も伺っておりますので、そちらのほうではまた別な角度であったり、本当に最終判断の部分での議論がなされるのかなということで考えているところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 公社への融資に関する質問がございました。補充質問で回答したとおりでございますが、今日、答弁保留した分の追加答弁がございました。平成30年度から公社につきましてはずっと赤字が続いているということだったと思います。これにつきまして、一旦村のほうで融資したわけでございますが、まず公社の自助努力を求めたいと。さらに、村のほうで手当てをしてやるというようなメッセージが変に伝わると、自助努力等もしないで、また行政に頼ってしまうということもちょっと危惧されますので、現時点ではもう追加の融資はしないということで、公社のほうにはメッセージを伝えたいという思いで答弁したところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9 番、佐々木功夫君。

○9 番【佐々木功夫君】 では、村長でなく、理事長の副村長に伺います。産業開発公社、役場庁舎でなく、公社のほう。

公社はそういう、いわゆる資金繰りについてはかなり厳しいというように私は情報を得ている

のですが、今村長が答弁したような内容で、悠長なような状況でもまだ、もしこの先、もちろん経営はある意味では生き物ですから、どう変わるか別で、現時点でそんな急を要するような諸手当てや、それは本来なら金融機関から借りて運営するのが本来の形だけれども、果たして金融機関から今の状態で公社にオーケーが出るのかどうか、私は非常に厳しいのではないかと思うのですが、理事長の立場でどうなのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 阿部副村長。

○副村長【阿部芳肇君】 お答えいたします。

一般質問の答弁の際にも若干申し上げましたが、公社においては先週の水曜日に理事会を開催しまして、上半期の経営状況を、資金繰りの状況等について議論を交わしたところです。その内容をもちまして、別途全員協議会でもご説明した陸中たのはたの債務をどう返済していくかということもございましたので、あまり今置かずして、金融機関と陸中たのはたの状況、産業開発公社の状況については意見交換をしております、資金繰りが逼迫して、突然公社がある日事業継続不可能になるということにはならないような形で、厳しい状況ではありますが、資金繰りについてはやっていきたいというふうに思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 当然な答弁だと思うのですが、果たして本当にそういう状況かなと私は思うのですが、あまり他者のことをとやかく追及するのもあれですが、それと従業員が辞めた問題、村長は一般的に従業員不足、これはどこでも言われる言葉ですが、公社の場合は短期間に事務職員が2名かな、辞めているわけですが、これは何らかの内部の問題があって、そういう形になったと理解というか、情報を得ているのですが、その辺、理事長でもいいと思うが、いわゆる内部職員間なのか、幹部と職員の関係なのかよく分かりませんが、何らかその要因が大であったと私は情報を得ているのですが、それは違いますか。

○議長【鈴木隆昭君】 阿部副村長。

○副村長【阿部芳肇君】 お答えいたします。

退職した職員からは一身上の都合というふうなことで話は来ているわけですが、私も個々にそういった場にはいち早くというか、直接お話を伺うようにはしております、いろいろな原因があって退職したいというふうなことに至ったのかというふうに思っております。先ほどの資金繰り、財務状況の面も含めまして、来年度以降といいますか、今後どのような形で会社を運営していけば持続的な企業運営ができるかについては、常日頃幹部職員と意見交換をしながら改善策を見つけていきたいとは思っていますので、退職した職員が残したメッセージについても、その中で公社の業務改革につなげられるような形で反映していきたいというふうに思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩（午前11時58分）

再開（午後 1時00分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 先ほど4番議員から、国、県からの通知についてご質問ございました。

私のところではちょっと把握していないというようなお答えを申し上げましたが、国、県のほうからは法律の改正のたび、それから各種制度ができた時点では通知をいただいているというところでございます。先ほどありました会計年度任用職員につきましても、全体的な給与改定等の通知の中で、会計年度任用職員の扱いについても職員と同様にしなさいというような通知はいただいているものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 分かりました、今の件について。

一般質問に関連をして質問させていただきたいのですが、議長にお願いがあります。指定管理者制度について、相互に補正予算とも関連があり、定例会でありますので、指定管理者制度について私なりに質問してみたいわけですが、よろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 冒頭の一般質問に関連してというお話でございますね。

○4番【中村勝明君】 はい。

○議長【鈴木隆昭君】 関連するのであれば、どうぞ。

4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 当局から指定管理者制度について一覧表、13施設、指定管理を行っている一覧表を私とじているわけですが、一般質問で取り上げました……一般質問でなく、13施設について、指定管理に関する条例では、原則公募によると、しかし合理的なものがあれば村長が指定することができる、答弁にもありました。そのとおりだと思うのですが、13施設の中でどこどこの施設が、公募でないところは全部公募でなく指定しているかどうかお答えをいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時03分）

再開（午後 1時05分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 ちょっと記憶はあれでございますが、今議長さん言われたように絶対で

はございません。13施設、各施設管理しております。製氷から、最後のところだと現在放課後児童クラブまでということですが、各施設ともその業をやっている団体で、関連があるということで、公募でなく、こちらの選定で協議をして、指定管理者となって、議会の議決をいただいているというふうに記憶しております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 分かりました。

それで、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例をお持ちだと思うのですが、第8条の協定の締結は私は義務だと思うのですが、さて総合保健施設の3施設、答弁では4施設というふうに答弁がなされたわけですが、生活支援ハウス、それを加えて4施設になるわけですが、第8条の協定の締結については、協定の締結は私は条例から解釈するに義務だと思うのですが、協定の締結を結んでいるかどうか、ご答弁をいただきたいと思います。担当課。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時08分）

再開（午後 1時09分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

健康福祉課、佐々木主幹。

○健康福祉課主幹【佐々木和也君】 お答えいたします。

ただいまのご質問の協定の締結の関係です。結論から申しますと、現在総合保健施設については協定を結んでいない状態となっております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 どっちが担当になるか、公の施設に関する条例ですから、これは総務課長に答弁をしていただきたいわけですが、第8条から考えて、おかしいとは思いませんか、総務課長。協定の締結は義務事項なはずです。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 ただいまの公の施設に関する指定管理の第8条の解釈でございますが、しなければならないということでございますので、することができるではない、しなければならないということですので、基本的には締結をするのが妥当ではないかと考えます。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 できる規定ではないですよ。しなければならないのですよ。おかしくないですか。村長が必要であれば、何ということはない。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時10分）

再開（午後 1 時 1 1 分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

健康福祉課、佐々木主幹。

○健康福祉課主幹【佐々木和也君】 お答えします。

今の指定管理の協定の関係です。この 8 条にあるとおり協定を締結しなければならないということで、担当課のほうでも、やはりこれはしなければならないものと思います。それで、今まで協議をして、協定書の案とかを提示してきました。ただ、それについての回答をいただけていない、協定を結んでいただけていないということになっております。

○議長【鈴木隆昭君】 4 番、中村勝明君。

○4 番【中村勝明君】 過去のことを遡ってどうのこうの言っても始まらないと思います、正直言って。やっぱり村政運営は現実対応が何より大事だと思いますので、遡ってのことについては、私は指摘したい気持ちもありますけれども、やめます。問題は、おかしいと考えたとき直す意思があるかどうか。副村長、すぐ直すように一緒に考えたらどうですか。村長でもいい。どちらでもいい。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1 時 1 3 分）

再開（午後 1 時 1 4 分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

健康福祉課、佐々木主幹。

○健康福祉課主幹【佐々木和也君】 お答えいたします。

やはり協定について、担当課のほうでも結ばなければならないと考えております。現在は、指定管理の期間が今度の 3 月、令和 6 年 3 月 31 日で終了することとなっております。次の締結に向けて、協定についても締結をするということで現在考えているところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 4 番、中村勝明君。

○4 番【中村勝明君】 これは、私は村長というよりは、やっぱり事務の最高責任者は総務課長というよりも副村長のような気がするのです。担当課の答弁で納得しないわけではないですが、義務事項というのを認めましたから、ぜひ改善しますという答弁を阿部副村長からいただきたいです。

○議長【鈴木隆昭君】 阿部副村長。

○副村長【阿部芳肇君】 改善させたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 4 番、中村勝明君。

○4 番【中村勝明君】 まだ指定管理に関して、これに関連をしてお聞かせをいただきたいですが、

一般社団法人思惟の風が道の駅たのはたを指定管理しております。これは、第8条、協定を締結している前提で質問するわけですが、まさかこれも協定を締結していないわけではないでしょう。確認してから次に移りたいわけですが、これは担当課、協定を締結していないわけではないと思いますが、どうでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

締結しております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 当然の答弁をいただきましたが、村と一般社団法人、保育所、放課後児童クラブも社会福祉協議会と村が指定管理を結んでやって、こども園のほうは放課後児童クラブと抱き合わせの議論で、労働条件、これは改善になって、それに連動をして、社会福祉協議会の職員までもが、までもがという差別用語で恐縮ですが、待遇改善になったのです。もうけるわけにはいきませんから、社会福祉協議会の職員ですから。だから、大喜びしたのですよ、社会福祉協議会の職員の方々が。そんなふうに指定管理を結ぶことによって労働条件の改善に、指定管理する前に労働条件は保育園はよくなったのですが、思惟の風の道の駅たのはたの職員は、指定管理の条項の中に契約があると思うのですが、見たことはないですが、労働条件もうたっているわけですが、当然契約条項にそれらしい語句を入れるべきだと思うのですが、担当課はどんなふうな契約書を、情報公開でもいいから見てみたいのですが、どうなっておりますか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課、佐々木主幹。

○産業振興課主幹【佐々木賢司君】 ただいまの質問にお答えいたします。

道の駅との指定管理についてでございますが、基本的には村の公共施設としての機能の部分、例えば道の駅が果たす情報提供の機能、防災の機能、休憩施設としての機能、そういったところをしっかりとやるようにということが中心となっていることを期待してございまして、労働条件をどうのというところの規定までは協定の中に入ることでは入ってございません。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 私の質問が悪かったのです、契約書と限定しましたから。契約書に労働条件を規定していいかどうか、法的にも私勉強したことがないので、恐らく契約書にはないと思うのですが、村長か副村長、教えてください。指定管理を結ぶその考え方の中に、やっぱり指定管理でありますから、私は最終責任は村にあると思うのです。したがって、契約書とは別に、物の考え方として、村として労働条件等も理念の中に考慮に入れて指定管理すべきだと思いますが、村長、副村長、どうお考えでしょうか。物の本によれば、そういうのがあると。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時20分）

再開（午後 1時21分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

阿部副村長。

○副村長【阿部芳肇君】 お答えいたします。

指定管理者に対しましては、個別の労働条件まで指定するということは原則としてないと考えておりますので、村としては管理している施設が村の期待する管理水準にかなうように管理されるよう、最低限遵守すべき事項は相手方と取り決めるべきだとは思いますが、その中に労働条件というのは基本入ってこないものと思っています。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 ちょっと今の答弁納得できませんが、勉強してきませんでしたので、あしたに、議長、少し勉強してこないと、今の答弁に対して、いや、違うのではないかという理論的に組立てができませんので、あしたやりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時22分）

再開（午後 1時23分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 公社について質問させていただきたいと思います。

9番議員が午前中に質問したのに関連します。私も一般質問に対する村長の答弁、3番、8番、私、3人の質問に対する答弁が、あっちに行ったり、こっちに行ったりという印象を受けました、正直言いまして、村長。私に対する答弁は、村としての支援の余地があり得るという答弁でした。支援の余地があり得るのです、私に対する答弁は。3番議員に対する答弁は、大変厳しい状況ということで、支援等の答弁は、私の解釈では含まれておりませんでした。8番議員の演壇での質問に対する答弁は、公社の主体的な行動を求めつつ、場合によっては必要な支援を検討、こう答えているのです。9番議員が指摘したとおり、8番議員の再質問に対する村長の答弁は、これからは貸付け等の支援はない、断定的に答えているのです。矛盾感じませんか、村長。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 ずれているわけではなくて、3番議員でしたか、の答弁の中に、公社の今の在り方というか、村の産業振興のために公社としてのもっと大きな役割があるのではないかと、いうところも答弁したところがございます。ですので、公社がもっともっていろんな、例えばワカメのブランド化を推進するのだとか、そういうテリトリーが広がることによって、またいろん

な支援をしていかなければならないのではないかというふうな考えでもって答弁したところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 いや、私が聞いているのを真っすぐ答えてください。8番議員の再質問に対する答弁が、いかにもこれからは貸付けを含めて支援はないという答弁と私は解釈したのです。恐らくみんなそう思ったのではないのでしょうか。それなのに、4番、私は4番、8番に、いかにも村として支援の余地があり得る、必要な支援を検討と答えている。だから、矛盾を感じませんか、それに答えてください。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 ですので、今のままのやり方で、今のままの体制であれば、今後現時点では同じような支援はありませんよと。別の議員への答弁だと思いますが、産業振興等を担う公社としての役割を考えれば、もっともっとテリトリーを広げて、村の産業振興全般を盛り上げていかなければならないだろうと、そういうふうにウイングを広げたような場合には、やっぱり別な支援とかいろんな方策を考えなければならぬだろうというふうな考えを持って答弁したのであって、今の乳製品だけ、だけと言えば失礼ですけども、今のままの体制で、今のままのやり方であれば、また追加の支援があると、今後も何かあったら村が助けてくれるだろうというようなメッセージになりますので、それはちょっと違うだろうということで、そのような答弁させていただいたところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 私は、長い答弁は要りませんが、再質問で答えた答弁と、8番、4番の場合によっては必要な支援を検討、村としての支援の余地がある、これは貸付けも支援の一つですよ。貸付けはしないけれども、よもやも支援はあり得ると、そう解釈していいわけですか。私は、そう言われるとおかしいような気がするのですが、村長は全くおかしいな答弁をした気持ちはないというわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 はい、そのとおり、間違った答弁ではないと思っております。ただ、その言葉、言葉を拾ってそういうことになっていきますけれども、この文章全体の中で行を読んでもらえれば、私が今補足説明している内容になっているかと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 では、やっぱり聞かなければならないために聞きますが、副村長であり、公社の理事長たる阿部副村長は、理事長の立場でもどちらでもいいですが、金融的な支援を村に、銀行から借りたほうがいいのか、いずれのものにも産業開発公社の経営が予想よりはるかに厳しいという認識はおありですか。

○議長【鈴木隆昭君】 阿部副村長。

○副村長【阿部芳肇君】 お答えいたします。

今年度に関しましては、今年度当初に立てた事業計画より悪く推移しているというのが現状だ
というふうに認識しております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 つまりどうにもならないぐらい厳しい状況と、今の答弁を受け止めていいで
すか。

○議長【鈴木隆昭君】 阿部副村長。

○副村長【阿部芳肇君】 まずは自助努力を重ねることが今できることなのであろうというふうに捉
えております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 これ以上やらないほうがいいかもしれませんが、かなり厳しいということを
情報として私なりに得ておりますので、あえて確認の質問をしておきますが、私は今の答弁以上
に誠に厳しい状況というふうに思っているのですが、先ほどの答弁で終わりですか。あったら答
弁下さい。

○議長【鈴木隆昭君】 阿部副村長。

○副村長【阿部芳肇君】 お答えいたします。

厳しいことは厳しいですが、こう言うてはなんですが、安易に村に頼ることなく、まずは自分
たちでできる努力をした後にその打開策を、村をはじめとする関係機関に自ら提案するようにし
なければならぬのだらうというふうに思っております。

○4番【中村勝明君】 別な、公社はやめます。次……

○議長【鈴木隆昭君】 9番、関連ですか。

○9番【佐々木功夫君】 関連です。

○議長【鈴木隆昭君】 では、関連で。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 関連だけれども、あまり4番が質問しているから、疲れたでありますよ
うから、関連でやらなければ。

まず、関連だからあれですが、公社に関しては今後もいわゆるワカメ等の関係も、あるいはブ
ランド化等々のために取引を公社を中心にやるやのような表現もあるのですが、村長、今以上に
公社は人が少ないのに、あれもこれも公社にというのは、これはあまりにも無理があるのではな
いかと思うのです。やはり公社は、言っては失礼だけれども、今の事業を軌道に乗せて円滑な経
営ができるのにはまだ時間がかかると私なりには思っているし、今理事長の答弁を聞いたけれど
も、かなり村に依存する可能性というのが、あまり期間がなく、本当に近い将来あるだろうとい

う、私は予測せざるを得ないような気がしているのですが、それがいいことにこしたことはないけれども、私なりにはそういうように見るというか、情報等を得ています、中身について具体的には申しませんが。

それと、あと一般質問で、私が猟友会の関係に関わるもので、いわゆる猟期、ハンターの猟期が11月から3月までかな、この間の捕獲した、いろんな鳥獣被害を受けている、いわゆる動物等についての捕獲したものの補助は村は出していないのですが、隣の岩泉町では、聞くところによれば、その期間であっても補助を捕獲した場合出しているようなのですが、村はその補助を出す考えはないのか。

村長は、総じて他の市町村を参考にとか、そういう答弁が非常に多いと思うのですが、他の町村との云々かんぬんは、それはそれぞれ一般的にしゃべれば、家庭の事情が違うわけです、田野畑村、普代村、あるいは野田村も含めて、岩泉町も。何ぼ隣接市町村でも、それぞれ中身、内容が異なるわけですから、村独自として考えるべきだと思うのです。他の町村が常に参考となるような答弁になってきているが、そうではなく、村長自身、村として、これはやりたい、あるいは逆にやりたいけれども、資金面で大変だとか、できないとかというのはあってしかるべきだと思うのですが、村長自身、常に村の在り方というのを考えつつ、やっぱりこれはやれるやれない、補助の関係。そういうような視点に立ってやるべきだと思うのですが。

ちなみに、带状疱疹のあれは、結果として普代はやったというのは確認しているわけですが、これはやりますか、やりませんか。額は別として、どう考えていますか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時37分）

再開（午後 1時38分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

阿部副村長。

○副村長【阿部芳肇君】 お答えいたします。

带状疱疹につきましては、一般質問の際に健康福祉課長からの答弁、申し上げたとおりかとは思いますが、健康福祉課としては当初予算に計上したいということで動いているということは我々も承知しておりまして、ただその要求内容がまだ届いておりませんので、それを見て判断したいとは思っていますが、いずれ健康福祉課としては機は熟したとして、予算要求したいということで動いているという状況です。

狩猟関係につきましても、産業振興課のほうで同様の動きがあるのかなというふうには思っておりまして、その結果としまして、必要なものを来年度当初予算に計上することになるのかというふうには思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 教育長に質問してみたいと思います。

一般質問の答弁、奨学金制度、これ誠に積極的な、前向きな答弁だと私は受け止めました。特に奨学金制度について、今後貸付け及び返還の在り方など制度の見直しを行うというのですから、検討とかそんなものではない、制度の見直しを行うと答弁しましたね。具体的にはどんなふうに見直すのか。断定的に答弁したために、喜ぶべきだと思うのですけれども、内容を少し聞きながら喜ばないと何とも言えませんので、今現時点で答えられる範囲でお答えをいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 奨学金の関係ですが、具体的に申しますと、貸付金額の上限の在り方でありますとか、それから今の免除申請の在り方ですとか、それらを総合的に検討して見直しをしてみたいということになります。具体的に奨学資金審議会というのがございますので、教育委員会のほうでまず考え方を整理した上で、審議会のほうに意見を聞いて決定していく流れになろうかと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 分かりました。

まさか議長は……議長に対する意見なのですが、さっきの問題、副村長の答弁も、私はあしたの質問にありますので、先ほど答弁したことに対して、あした質問したいですので、補正予算審議は採決をしないで、取り計らっていただきたいです。要望しておきます。答えは要りません。

○議長【鈴木隆昭君】 いや、問われれば答えるしかないので、答えます。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時42分）

再開（午後 1時43分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 確かに議長の言い分もそのとおりだと思いますので、30、40歳のときであればいつまでもやったと思う。今はもう駄目なのです。

それで、指定管理の関係で併せて聞けばよかったのですが、生活支援ハウス、担当課で答えをいただきたいわけですが、総合保健施設の中に生活支援ハウスという部屋があるわけですか、あまり詳しく言ったとしても分かりませんので、答えていただきたいと思います。もう抱き合わせて質問しておきますが、ほかの3施設と違って、生活支援ハウスの会計は別になっているわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課、佐々木主幹。

○健康福祉課主幹【佐々木和也君】 お答えします。

生活支援ハウスの考え方ですけれども、村の総合保健施設の中の一部が生活支援ハウスとなっております。生活支援ハウスについては、村の会計ですと一般会計から委託という形で行っております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 そうすると、不勉強で、これはもう教えていただかないと分からないのですが、生活支援ハウスは指定管理には含まれないわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課、佐々木主幹。

○健康福祉課主幹【佐々木和也君】 お答えいたします。

含まれておりません。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 委託料の関係で、総合バスの運行業務委託料が計上されているのですが、これについての関係で、今委託業者との関係は、バスの燃料は村で支給する形になっているやに理解しているのですが、そこでたまたま今の契約業者が地区的に沼袋に車庫がある。それが、要するに朝来て、一旦小学校まで来て、また帰って、これを2往復ですか、必ずしなければならないような仕組みになっています。距離的には大したことはないのですが、要するに今この燃料が高騰しているから、燃料代が結構増加しているのではないかというように私は理解するのですが、やはり中央というか、小学校付近にそういう車庫的なものを置いて、できるだけ村の負担を少なくすることも検討する必要があると思うのですが、来年できるできないは別としても、今後もまだ恐らく通学用のバス運行はあり得る話だと思うのですが、その点。

それから、くるもん号の関係で、前ちょっと説明を聞いたとき、くるもん号の関係の村での補填というか、負担が1,000万円ちょっとぐらいの金額になると伺ったような気がするのですが、その辺の2点について答弁。

○議長【鈴木隆昭君】 マスクを外して答弁するように。

企画観光課長。

○企画観光課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

バスの関係、停留所というか、バスの保管の関係ですけれども、ちょっとこれは会社とも協議はしなければいけませんが、そうすると中央に借りたりとかというところのお金もかかってくるのかなと思っておりませんが、燃料費はやはりおっしゃるとおり高騰してきておりますので、昨年度よりはかかっているところです。あとは、三陸沿岸道もできましたし、できるだけ有効なルートを通るように考えてもいるところですので、その辺は協議はしてみたいと思いますが、そういったこともあるということをご理解いただければと思います。

あとは、くるもん号ですけれども、おっしゃるとおり1,000万円程度委託にかかって、あとは収入が100万円くらいなので、大体1,000万円、900万円ぐらいは村の持ち出しということになります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私が言っているのは、受けた業者が例えば車庫、保管場所を確保するのは大変だと思うし、また業者が替わったことによって、どこになるのか、入札が3年に1回ですから分からないわけなのですが、やっぱり村として適切な場所を借りるなり用意してやるべきでないかなというように思います。

それと、くるもん号については、もうちょっとやっぱり村……確かに住民の足、あるいは高齢者の足等々を確保しなければならないというのも当然の話で、理解するのですが、たしか今やっているくるもん号の自己負担が300円かなというように理解しているのですが、やはりこれはもうちょっと中身を変えて、例えばですけれども、極力乗り合わせて乗れるようにしむけるべきだと思うのですが、例えば1回当たり500円なり600円にして、あとは2人乗れば、その2分の1とか、3人乗れば3分の1とかというような、幾らかでも村の負担も少なくする方策を考えなければならない。金があって、別にそんな何も気にすることはないというのであれば、それでもいいことだが、何をどう節約というか、村民にも村の財政が厳しいというのはある意味で感じてもらう、理解してもらう必要があると思うのですが、今後はどうしますか、今までどおりですか。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課長。

○企画観光課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

バスの待機場所というか、保管場所については、先ほど申し上げたとおり、村でもし準備するとなると、例えばバスの運転手さんの待機場所とかいろんなことも絡んでくるので、それ相応のお金はかかるのかなと思います。先ほども申し上げましたが、業者さんとそういうことができるのか、またはその運行をする上で会社のほうがいいと言うのか、協議したいとは思っています。

あと、くるもん号についてですけれども、おっしゃるとおり採算が見合うようなものではございませんし、あとは高齢者、交通弱者の足の確保というのは大事なことです。ある程度の収入をいただきたいというのもありますし、あとはそうであってもいっぱい利用しなければあれなので、利用する人のために回数券を出したりとかしております。

また、8番議員さんにも村長答弁あったとおり、無償化はどうなのだというお話もありました。そのときに、私どもが考えているのは、例えば免許返納者についての無償化から始めたらどうかとかというところを、そういったお金のところ、あとは交通弱者の人の足の確保、いろんなことを踏まえて今後検討していきたいなと思いますが、そういったことを踏まえて、予算に計上したり、あとは交通対策協議会というのがありますので、そちらのほうで検討してまいりたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 15分をめどに休憩いたします。

休憩（午後 1時52分）

再開（午後 2時11分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 一般会計の採決がそろそろのようだったのでやりますけれども、副村長、不勉強なままで、確認の質問して恐縮なのですが、私が持っている、私が編み出す案というのは不可能ですから、私は尊敬できる方に聞いたり、そして専門的な本を読んで私なりに解釈をする、そして質問するしか方法はないわけです。それで質問するのですが、先ほど私は何も、産業振興課からの答弁があったとおり、確かに私の質問も悪かったです、労働条件を指定管理の契約条項に定めるべきだというニュアンスで聞きましたので。当然のことながら、担当課は含まれないという答弁、当然と言えば当然なのです。しかし、よく考えください。指定管理の契約は結んだといえども、最終責任は村なのです、道の駅の管理、施設管理を含めて。それを村長、副村長であれば、村全体を考える立場でありますから、やっぱり全部の責任者という観点から答弁するだろうと思って、あえて質問したのです。しかも、議長が指名する前に私が、村長を飛び越えて、副村長と言いました。それは、私なりに理由があるのです。私が持っている参考書、月刊誌なのですが、それにはやっぱり最終責任は、本来は村の直営でやるべきなのですから、それをわざわざ指定してやるからには、当然職員の賃金、労働条件の背景には、決まりになくても公務員に準拠が基本事項になると思って、副村長に答弁を求めました。残念ながら、それをお分かりで言わなかったのか、そうでなく別な理由で言わなかったのか、労働条件等はそもそも含まれていないという答弁をして、実は私はがっかりしたのです。もう一回、それが今の立場、副村長である阿部副村長の基本的な考え方と解釈していいでしょうか。もう一回答弁願います。

○議長【鈴木隆昭君】 阿部副村長。

○副村長【阿部芳肇君】 お答えいたします。

指定管理者側が民間による創意工夫を生かして公共施設を管理するとした場合の、その創意工夫というところをどこに見いだすかは、その事業者側がまずは考えるべきといいますか、事業者側のイニシアチブで工夫すべきところだと思っていますので、繰り返しになりますが、こちら側から労働条件をどうこうしろというものではないというふうに思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 では、先ほどの答弁と全く変わらないというふうに、やむを得ません。

○議長【鈴木隆昭君】 6番、工藤求君。

○6 番【工藤 求君】 庁舎建設について村長からお聞きしたいと思いますが、石原前村長の下で庁舎建設が計画されました。いろんな事情があって、これ駄目になったのですが、新しい佐々木村長の下で、前村長の計画を白紙にして、一から計画していくのだというふうに私は理解しているのですが、それでよろしいですか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 白紙と申しますか、せつかく委託料とか公金を投入して、検討して、構想というふうにまとめたものがございます。そのまとめられた経過と、またその考え方等、そういうのを理解できる部分は利用して、それに加えて、またプラスアルファでいろいろなことを考えていければいいのかなというふうに考えています。

○議長【鈴木隆昭君】 6 番、工藤求君。

○6 番【工藤 求君】 村民の中には、みんながというわけではないのですが、一部の中では、新しい村長の下で新庁舎を建設していくのだ、計画していくのだと。それについては、石原前村長のときに、そういうことで具体的に300人ぐらいの村民から話を伺ったという話がありましたと、やはりそのところが一つ大事なところでないかなと私は思うのです。というのは、新しい村長の下で、みんなが使う庁舎を村民の方々から、できるだけ多くの方々から、アンケートとか地区懇談会とかもう一回やる必要があるのではないかなと私は思います。村長はその辺はいかがお考えですか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 民意を把握する上で、アンケートだとか地区懇談会等はやっぱり必要なのだろうと思います。ただ、前任者が300人から意見を聞いたというのは延べ人数だったかなというふうに伺っておりますが、民意を取るために必要な手段として、議員提案のようなことも検討してみたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 6 番、工藤求君。

○6 番【工藤 求君】 いずれ検討委員会が、もう会議は始まっているわけですから、そのこともまずやっていただきたいと思いますし、素早く取りかかってもらえば結構だなと思います。ぜひよろしくお願いします。

それから、もう一つです。検討する中において、小学校の生徒が現在126名ですか、在学しているということで、まず近い将来、子供たちも半分ぐらいになる。ということは、10人ぐらいしか生まれていないということなわけですから、となれば60人ぐらいで今の小学校が維持していけるのかなという問題も出てきます。私も思うのですが、将来は小学校を中学校のほうへ持って行って、一貫教育といいますか、連携教育といいますか、そういうように持っていったらいいのかなと考えます。当然小学校はそのときは空きになるものですから、その辺も考えて、当初計画の中には小学校を改築して庁舎をとという話もありましたが、その辺を今回の検討委員会の中でやっ

ていただければいいのかなと思いますが、どう思いますか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 具体的に今出生している子供の数というのが見えてきておるものですから、そこら辺も検討委員会のほうにフィードバックして、それも踏まえて検討していただければと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 6 番、工藤求君。

○6 番【工藤 求君】 数年前と比べて、村民の中にも村の財政状態が苦しいというのが浸透してきております。そういうのが村民の中にも大分ありますものですから、苦しいのであれば、そういう方法もあるのではないかとこのことを言う人もいますので、ぜひそのところも検討していただければいいと思います。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 要望でよろしいですか。

○6 番【工藤 求君】 はい。

○議長【鈴木隆昭君】 9 番、佐々木功夫君。

○9 番【佐々木功夫君】 委託料の中で、マレットゴルフ場の整備委託料というのがあるのですが、これについてなのですが、委託料を払って、あそこを管理しているわけですが、今年は異常な暖冬、いつまで続くか分かりませんが、今マレットを利用している方の中にはできるだけ使用、今年度可能な限り、雪が降るまで使用したいという声があるようですが、この辺の対応をどう考えるか。

あるいは今事務所内にはまだ事務員がいるわけですが、雪が降ってもこの方たちはあそこで、別なシルバーの仕事も兼ねていると思うのですが、今後利用者の関係でその辺を緩和できるのかできないのか。

あと、第三セクターの関係に関わる、これは当局なのですが、いわゆる従業員の待遇的な問題なのですが、定年のあれは職員等は順次延長の方向で決まっているわけですが、第三セクターも職員、一般的なあれも含めて、今人手不足だから、どうしてもやっぱり延長は必要だと思うのですが、この公社については給与、待遇等も含めて検討していかなければ、経営が苦しいというのは分かっているけれども、今度は逆に従業員が辞めれば、やりたくても営業というか、事業ができなくなるという可能性も当然出てくるわけですが、その辺も相まってするわけですが、どのように考えていますか。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 マレットゴルフの利用期間については、4 月 1 日から12月27日までというのが規定上決まっておるところでございます。いわゆる暖冬等でプレーができる期間があるのではないかとこのことですが、ちょっとそこら辺は検討させていただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 阿部副村長。

○副村長【阿部芳肇君】 私からは、第三セクターの人件費といいますか、待遇改善についてご回答いたします。

公社の経営状況、人員不足の状況については、今議会でいろいろとご指摘いただいて、答えたところではございますが、人員不足の一因に待遇というのがあるのは否めないというふうに思っております。公社に関して言いますと、現在の就業規定が平成15年に定められて、20年近く手がついておらず、給料表も20年そのままの状態であります。当時、県内のほかの第三セクターの例を基に定められたというふうに聞いておりますが、現在こういった形で見直せばいいのか、その当時参考にした第三セクターなどからその後の状況なども聞いて、見直すべきなのかそうでないのか、見直すとしたらこういった中身にすべきなのかということを考え始めている状況にございます。

陸中たのはたに関しましても、今回が10年の満期ということで、新たな経営改善計画を立てなければならないというような状況にありますが、間に入っているコンサルタント会社さんからは、他の同種施設に比べて人件費率が高いというようなご指摘は頂戴しているところでございます。だからといって、単純に切下げを行っては働く人がいなくなってしまうので、そういった外部の指摘と実際の給与体系をどう結びつけるのかということは、これから両者ともに考えていかなければならないことだというふうに考えてもらわなければならないことだというふうに思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 定年についてはどうですか。

阿部副村長。

○副村長【阿部芳肇君】 定年につきましては、公社については現在60歳というふうになっておりまして、ただ定年を迎えた職員については、慣例上といいますか、嘱託ということで残り続けている状況にあります。本年度末で定年60歳を迎える従業員がおりますので、現在はその者の意向を確認しておるところでございますので、その者のライフプランとの兼ね合いもございますが、定年引上げなり、その後の処遇をどうするかについても考えていきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私が仄聞する範囲で、直接聞いたわけではないけれども、定年を迎えるのを、現在その立場にある方は待ちかねているやに聞こえています。だから、聞いているわけです。だから、そういうのは間際に延長するのではなく、延長するなら、いわゆる役場職員を参考に、役場職員とはまた違う、本来公社は、当初時代は役場職員に準じる給与体系を取った経過がある。でも、途中でどうしてもそれでは公社がもたないということで、公社なりの給与体系に変えた。私は理解しているから、できるだけ早く……経営が苦しいのに、あれもこれも経営の負担増になることばかり、世の中そんなものだから。何とかして公社もいわゆる赤字でなく、プラスになる

よう努めるために給料を上げれば、マイナスになるという単純な結果になると思うのだけれども、そうでなく、とにかく従業員を、というのも誰でもできる従業員ではないわけで、何の仕事もそうなのですが、経験がなければとてもできない仕事だから、あえて申し上げたいわけですが、ぜひそういうように待遇を改善しつつ、そして公社の健全経営を一日でも早くやれることを期待していますので、よろしく。

○議長【鈴木隆昭君】 要望でよろしいですか。答弁を求めますか。

○9番【佐々木功夫君】 答弁してください。

○議長【鈴木隆昭君】 阿部副村長。

○副村長【阿部芳肇君】 先ほど申し上げたとおり、現在の公社の就業規定が平成15年からということで、私も個人的にその辺に就職した人間なので、よく分かるのですが、当時は人が余ってしようがなく、働く場がないと、どんな悪い条件でも働くのがあれば働くといったような時代でしたが、今は状況は全く異なっておりまして、待遇をよくしないと人が来ないという時代だというふうに認識しております。ただ、ない袖は振れないという状況にもございますが、先ほど村長が答弁いたしましたとおり、私としては何もしないまま、ただ金を下さいと言っても、もう金は村からは貸せないよというふうに村長がおっしゃったものだというふうに受け止めておりますので、どこまでできるかはそれこそ頑張り次第ですが、村の将来、村の産業振興のためにこういった内容でこういうふうにやっていきたいですよということであれば、全く話は聞かないということではないと思っておりますので、そういうふうな提案ができるように公社職員一丸となって考えられるようにしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 あまり具体的にも言いたくないのですが、かなり厳しい状況にあるということは確かなようなのですが、いずれ村に頼らず金融機関から融資を受けるのが一番好ましいわけですが、その可能性は相手があるからどういうものか分かりませんが、いずれ我々もある意味では安心して公社を見守りたいのですが、頑張ってもらうしかないです。

○議長【鈴木隆昭君】 要望でよろしいですね。

○9番【佐々木功夫君】 はい。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第 9 号 令和 5 年度田野畑村一般会計補正予算（第 7 号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後 2 時 3 2 分）